

件 名

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

へき地手当と地域手当の併給調整に係る規定の廃止等を行うため、へき地手当等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

へき地手当等の支給額等を定めるもの

2 改正の内容

- (1) へき地手当と地域手当の併給調整に係る規定の廃止
- (2) へき地手当に準ずる手当について、文部科学省令において支給対象が明確化されたことに伴う規定の整備

3 施行期日 公布の日

改 正 案	現 行																
<p>へき地手当等に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(へき地手当の月額)</p> <p>第三条 条例第十条の二第一項に規定するへき地学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料（この給料を計算する場合における給料月額、給料月額（この給料月額を計算する場合には、条例別表第一又は別表第二の備考2の規定を適用しないものとする。）に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。次項及び次条第二項において同じ。）及び扶養手当の月額合計額に、次の表の上欄に掲げるへき地学校の級別区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">級別区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">三級</td> <td style="text-align: center;">百分の十六</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二級</td> <td style="text-align: center;">百分の十二</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一級</td> <td style="text-align: center;">百分の八</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(へき地手当に準ずる手当)</p> <p>第四条 (略)</p>	級別区分	支給割合	三級	百分の十六	二級	百分の十二	一級	百分の八	<p>へき地手当等に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(へき地手当の月額)</p> <p>第三条 条例第十条の二第一項に規定するへき地学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料（この給料を計算する場合における給料月額、給料月額（この給料月額を計算する場合には、条例別表第一又は別表第二の備考2の規定を適用しないものとする。）に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。次項及び第五条第二項において同じ。）及び扶養手当の月額合計額に、次の表の上欄に掲げるへき地学校の級別区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">級別区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">三級</td> <td style="text-align: center;">百分の十六</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二級</td> <td style="text-align: center;">百分の十二</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一級</td> <td style="text-align: center;">百分の八</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p><u>(地域手当との調整)</u></p> <p>第四条 <u>へき地学校又はへき地学校に準ずる学校（以下「へき地等学校」という。）に勤務する学校職員には、条例第九条の二の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</u></p> <p>(へき地手当に準ずる手当)</p> <p>第五条 (略)</p>	級別区分	支給割合	三級	百分の十六	二級	百分の十二	一級	百分の八
級別区分	支給割合																
三級	百分の十六																
二級	百分の十二																
一級	百分の八																
級別区分	支給割合																
三級	百分の十六																
二級	百分の十二																
一級	百分の八																

一 学校職員がへき地学校又はへき地学校に準ずる学校（以下「へき地等学校」という。）以外の学校等に異動した場合又は学校職員の勤務する学校等が移転等のため、へき地等学校に該当しないこととなつた場合 当該異動又は移転等の日の前日

二 学校職員が他のへき地等学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は学校職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴つて学校職員が住居を移転した場合（当該学校等が引き続きへき地等学校に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日

2 (略)

第五条 条例第十条の三第二項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

一 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に当該学校等に異動し、又は新たに採用され、当該異動又は当該採用に伴つて住居を移転したもの

二 新たに学校職員に採用された者で、新たに採用された日（以下この条において「採用日」という。）の前日に勤務していた学校等に引き続き在勤することとなつた学校職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員で、指定日前三年以内に当該学校等に異動し、又は新たに採用されたことに伴つて住居を移転したものとなるもの

2 前項各号に掲げる学校職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 前項第一号に掲げる学校職員 当該学校職員の指定日に勤務する学校等が同号に規定する異動又は採用の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前条の規定により指定日以降へき地手

一 学校職員がへき地等学校以外の学校等に異動した場合又は学校職員の勤務する学校等が移転等のため、へき地等学校に該当しないこととなつた場合 当該異動又は移転等の日の前日

二 学校職員が他のへき地等学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は学校職員の勤務する学校等が移転し、当該移動に伴つて学校職員が住居を移転した場合（当該学校等が引き続きへき地等学校に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日

2 (略)

(新設)

当に準ずる手当が支給されることとなる期間

二 前項第二号に掲げる学校職員 当該学校職員が採用日前から学校職員として引き続き勤務していたものとした場合に、前項（第一号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間

第六条・第七条 （略）

附 則

1 （略）

2 条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定の適用を受ける学校職員に対する第三条及び第四条第二項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項中「備考2の規定」とあるのは「備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）」と、「切り捨てた額」とする」とあるのは「切り捨てた額」とし、この給料には、条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定により給料として支給される額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を含むものとする」とする。

第六条・第七条 （略）

附 則

1 （略）

2 条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定の適用を受ける学校職員に対する第三条及び第五条第二項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項中「備考2の規定」とあるのは「備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）」と、「切り捨てた額」とする」とあるのは「切り捨てた額」とし、この給料には、条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定により給料として支給される額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を含むものとする」とする。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条第二項」を「次条第二項」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項第一号中「へき地等学校以外」を「へき地学校又はへき地学校に準ずる学校（以下「へき地等学校」という。）以外」に改め、同項第二号中「移動」を「移転」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五条 条例第十条の三第二項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

一 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に当該学校等に異動し、又は新たに採用され、当該異動又は当該採用に伴つて住居を移転したもの

二 新たに学校職員に採用された者で、新たに採用された日（以下この条において「採用日」という。）の前日に勤務していた学校等に引き続き在勤することとなつた学校職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員で、指定日前三年以内に当該学校等に異動し、又は新たに採用されたことに伴つて住居を移転したものとなるもの

2 前項各号に掲げる学校職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 前項第一号に掲げる学校職員 当該学校職員の指定日に勤務する学校等が同号に規定する異動又は採用の前日にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間

二 前項第二号に掲げる学校職員 当該学校職員が採用日前から学校職員として引き続き勤務していたものとした場合に、前項（第一号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間

附則第二項中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。